

中国の女性障害者

―不可視化されたままの存在―

小林 昌之

中国の北京で、一九九五年に開催された、第四回世界女性会議は、女性障害者にとって画期的な会議となり、採択された宣言および行動綱領の多くの項目のなかで、女性障害者への言及がなされた。中国は、障害者権利条約の制定にも積極的にかかわり、批准にあわせて、二〇〇八年に障害者保障法を改正した。しかしながら、条約第六条「障害のある女子」は、改正に反映されることはなかった。中国においても、女性障害者は、非障害者の女性とも、男性障害者とも、教育や就業の面で、差が生じていることが判明している。中国において、女性障害者の課題はどのようにとらえられているのだろうか。以下、関連法制と政策措置ならびに障害者権利条約の履行の側面から考察する。

●障害者法制と障害者事業

障害者法制は、憲法を頂点に、全国人民代表大会常務委員会が制定した障害者保障法（一九九〇年制定、二〇〇八年改正）、および、これを実施するために國務院が制定した障害者教育条例（一九九四年）や障害者就業条例（二〇〇七年）などから構成される。障害者保障法は、障害者法制の核であり、差別的禁止を含め、障害者の権利利益、障害者事業について定めている。しかし、いづれも障害者一般に適用される規定のみを有し、女性障害者に言及する条項はない。障害者の政策や措置に関しては、政策文書も重要となる。二〇〇八年に、中国共産党と國務院が共同で出した「障害者事業の発展促進に関する意見」では、共産主義青年団や婦女連合会などの社会団体がそれぞれの強みをいかして、そ

●女性関連の法制と事業

それぞれ障害青年や障害女性の合法的権利利益の擁護に参加することが要請された。また、国民経済社会発展五カ年計画に則して策定された、「障害者事業第一二次五カ年発展綱要」では、少数民族の障害者と並んで女性障害者に対する職業訓練と就職サービスの政策措置の強化が謳われている。しかしながら、一九八八年の最初の五カ年計画から、リハビリテーション、教育、労働就業など障害者を支援する分野が、徐々に細分化され、拡大されつつあるなか、女性障害者に言及する項目はない。

女性障害者の一方の属性である「女性」の権利擁護や支援事業において、女性障害者はどのように位置づけられているのであろうか。女性の権利保護に関しては、婦女

權益保障法（一九九二年制定、二〇〇五年改正）が、女性の権利利益を保障し、男女平等を促進することを目的に制定され、男女平等は国家の基本国策であると規定する。このなかで、女性障害者は二箇所而言及されている。一つは、学齢期の女性の義務教育保障に関連して、障害を有する学齢期の女性が、貧困層と流動人口に属する学齢期の女性と併記され、義務教育の修了を保証すべき対象と定める条文である。もう一つは、生命・健康の権利に関連して、病気や障害のある女性および高齢女性を虐待、遺棄することを禁止する条文である。女性障害者がほかの条文のなかに包摂されているか否かは、さらなる検討を要するものの、婦女權益保障法では、女性障害者が女性のなかでも脆弱な立場にあることを認識しているといえる。とくに、ここからは、女性障害者が義務教育を修了できない場合があること、虐待や遺棄などの被害にあう場合があることが示唆される。

二〇一一年に國務院が發布した「中国婦女發展綱要（二〇一一―二〇二〇年）」は、障害者事業の五カ年計画とは異なり、七つの發展領域のうち、五つの領域で、僅

かではあるものの、女性障害者に言及している。いずれも具体的な数値目標は設けられていないが、健康、教育、就業、社会保障、環境に及ぶ。各項目では、高齢女性または貧困女性と併記される形がとられている。たとえば、辺境貧困地区の女性や障害女性が職業教育を受けられるよう援助すること、高齢女性や障害女性など、就業が困難な女性の就業を援助することなどが記されている。このように中国婦女発展綱要は、限定的にはあるが、各分野において女性障害者は、非障害者の女性と比べて不利な状況にあることを認め、対応措置を定めている。

●障害者権利条約の初回政府報告

さて、障害者権利条約を批准した締約国は、定期的にその実施状況を報告することになっており、中国も、二〇一〇年に初回報告を提出し（CRPD/C/CHN/1）、障害者権利委員会との建設的対話を経て、二〇一二年に総括所見が出されている（CRPD/C/CHN/CO/1）。ここでは、女性障害者に密接に関係し、委員もとくに関心を寄せた、リプロダクティブ・ライツの議論

を紹介したい。

まず、条約第一七条「個人をそのままの状態で保護すること」に関連して、中国は、障害者の出産する自由を法律で保障しているとした。その証左として、法律で規定したことを挙げ、婦女權益保障法が、女性は国家の規定に基づき子どもを出産する権利を有し、出産しない自由もあると定めていることを示した。中国政府は、強制墮胎を禁止し、人工妊娠中絶は任意で、かつ、合法的である必要があり、計画出産の手段としては認めていないとした。「計画出産技術サービス管理条例」も、避妊方法について、公民が情報に基づく選択権（インフォームド・チョイス）の権利を有すると規定しているとした。

また、第二五条「健康」では、中国政府は、障害者のリプロダクティブ・ヘルス・ライツの保護を重視し、かつ、障害者の出産に関して、配慮を提供していると記している。人口・計画出産部門は、出産適齢期の障害者に対して、生殖知識の普及を積極的にすすめ、妊娠前サービスを強化して、望まない妊娠の予防と減少につとめているとした。

●障害者権利委員会の総括所見

事前質問事項（List of Issues）に基づいた、障害者権利委員会との建設的対話を経て、総括所見がまとめられた。リプロダクティブ・ライツに関しては、条約第二三条「家庭および家族の尊重」にかかわる所見のなかで示され、委員会には、中国の法律と社会が、自由なく、障害女性への強制不妊手術と強制中絶の実施を認めていることに深い懸念を表明した。そして勧告として、委員会は、障害女性への強制不妊手術と強制中絶を禁止するために、中国が法律と政策を見直すよう要請した。

これに対して、中国は、総括所見には完全な誤解もあるとして、意見表明を行った。その一つが、リプロダクティブ・ライツに関してであった。中国は、人口・計画出産法は明確に「国は条件を整えて、公民が情報を十分に得たうえで、安全、有効、適切な避妊・出生調節措置をとれるようにしなければならぬ」と定めていると反論した。また、計画出産技術サービス管理条例も、公民は避妊方法についてインフォームド・チョイス

スの権利を有し、避妊手術などを実施する場合は、本人の同意を得ることを規定しており、強制避妊手術と強制妊娠中絶手術は、中国の法律によって明白に禁止されていることを示していると主張した。

●おわりに

中国は障害者権利委員会との建設的対話のなかで、さまざまな法律を引用し、公民一般に認められている権利や諸制度は、障害者にも平等に認められていると提示した。同様に、男性が享受する権利は、女性も平等に享受しているとした。こうした認識に加え、中国においてジェンダー・イシューは、さまざまな「敏感」問題につながることもあることから、女性障害者の問題は、いっそう周辺化されやすい状況にあるといえる。しかし、障害者権利条約は、まさに現実の世界で「平等」が実現することを目指して制定されたものであり、中国は、法律の実際の運用や諸制度へのアクセシビリティの問題に、より注意を払っていくことが求められているといえよう。

（こばやし まさゆき／アジア経済研究所 新領域研究センター）